

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月から16年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月から16年5月まで

平成15年12月に夫（申立人）が失業したことから、16年1月末か2月初めごろに社会保険事務所が実施する年金相談が行われていたので、夫婦二人で行き、夫がA4版の申請書に必要事項を記載し、押印の上、年金手帳、運転免許証及び雇用保険受給資格者証を添えて国民年金保険料の納付免除の申請をしたので、申立期間について、免除申請の記録が無いことに納得できない。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の回答によると、申立期間当時、月2回、申立ての場所で、年金相談を実施していたことが確認できる。

また、申立人の妻の特例免除の事務手続における申請書の記載方法、添付書類に係る供述は具体的であり、申立期間当時は、社会保険事務所が年金相談会場で申請を受け付けていたことから、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立期間当時、申立人は雇用保険の失業給付を受給していたこと、及び申立人の妻の所得が無かったことが確認できることから、申立人は免除が承認される状態にあった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

釧路国民年金 事案 197（事案 49 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から同年 9 月まで

当初、昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの期間について、42 年 3 月に納付したと申し立てたところ、納付記録の訂正が認められなかった。

当初の判断後、私の日記帳の昭和 40 年 12 月 9 日欄に、私の国民年金保険料を夫が納付したとする記載が見付かったので再度申立てをする。

第 3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、昭和 42 年 3 月に納付したとする申立期間に係る保険料は、申立期間直後の月から 42 年 3 月までの期間の保険料であった可能性を否定できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、新たに申立人から提出された日記帳には、昭和 40 年 12 月 9 日に申立人の夫が申立人の国民年金保険料を市役所で納付してきたとの記述があり、このことについて検証したところ、この日記帳は、当時、真正に作成されたものと認められ、記載内容についても信憑性が高いものと認められる。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫の供述には不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年4月まで

申立期間当時は父親と自営業を営んでおり、父親が親子二人分の国民年金保険料を納付していた。平成4年か5年ごろに、社会保険事務所から電話があり、保険料の未納があると言われたため、同所の職員に自宅に来てもらい説明を受け、後日、自宅で同所の職員に申立期間の国民年金保険料17万円を納付したはずである。

納付した時に、これですべて納付済みと言われた記憶があるので申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人が厚生年金保険の資格を取得した平成5年5月1日以降の6年6月7日に国民年金の過年度保険料の納付書が発行されていることが確認でき、この時点では申立期間について、保険料が納付されていなかったと推測される。

さらに、申立期間のうち、もっとも新しい平成5年4月が過年度保険料になるのは、6年5月1日以降であるが、その時点では申立期間のうち3年12月から4年3月までは時効により納付できず、申立期間の国民年金保険料について申立人の供述どおりに一括して社会保険事務所職員に納付できる時期は存在しない。

加えて、申立期間は申立人の父親も未納であり、申立人と同時に過年度保険料の納付書が発行されていたことが確認できる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年9月までの期間及び同年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたもの、又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年9月まで
② 昭和49年12月から58年3月まで

昭和49年10月ごろ、市役所で国民健康保険の加入手続をした時に、国民年金への加入と未納保険料があることを指摘された。その後は、保険料納付の督促があったので、保険料の納付免除を申請したり、失業期間中には、私の母親が保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が所持する三制度共通の年金手帳の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、昭和58年5月ごろに払い出されたものと推察され、この時点で申立期間①及び②のうち、49年12月から56年3月までの国民年金保険料は時効により納付できないとともに、申立人には、過年度納付した記憶も無い。

さらに、申立人は、昭和49年10月ごろに国民年金に加入し、その後、国民年金保険料の免除申請を行ったとするが、申立期間①及び②に係る申請時期等に関する記憶が曖昧である上、社会保険庁の記録によると、58年4月から平成18年12月にかけて国民年金保険料の免除申請と追納

を繰り返し行っていることが確認できることから、申立人は、申立期間①及び②と加入手続後の免除申請を勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付、又は免除していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年4月まで
平成4年か5年ごろに、社会保険事務所から電話があり、娘の保険料に未納があると言われたため、職員に自宅に来てもらい説明を受けた。その時に、自分の保険料には未納が無いとの説明を受けたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間には未納が無いと主張するだけで、申立期間の国民年金保険料の納付時期や納付方法については記憶が無いと供述しており、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人が厚生年金保険の資格を取得した平成5年5月1日以降の6年6月7日に国民年金の過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できるが、その時点では、申立期間中の保険料の一部は時効により納付することができない。

加えて、申立期間は申立人の娘も未納であり、申立人と同時に過年度保険料の納付書が発行されていたことが確認できる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から32年1月18日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという回答をもらった。
当時は、脱退手当金という制度を知らず、申立期間に係る脱退手当金の請求手続をした覚えも無く、受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和29年2月から35年1月までに資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格のある者は21人おり、このうち、12人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、支給記録がある者のうち、7人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年4月2日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月から同年 10 月まで
(A社)
② 昭和 49 年 4 月から同年 8 月まで
(B社)
③ 昭和 49 年 9 月から 54 年 3 月まで
(C社)
④ 昭和 55 年 5 月から同年 10 月まで
(D社)
⑤ 昭和 56 年 5 月から同年 10 月まで
(E社)
⑥ 昭和 57 年 5 月から同年 10 月まで
(F社)
⑦ 昭和 60 年 5 月から同年 10 月まで
(G社)
⑧ 昭和 61 年 5 月から同年 10 月まで
(同上)
⑨ 昭和 62 年 6 月 11 日から同年 10 月 25 日まで
(H社)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①から⑨までについて厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、いずれの期間も給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のすべてについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 A社に係る申立期間①について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、同事業所において、昭和41年5月1日から41年6月6日までの期間となっており、申立期間①に係る加入記録は無い。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和41年5月1日から同年6月7日までの期間は、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間①については、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、事業の譲渡を受けたI社に照会したところ、「昭和39年4月26日現在の社員名簿に申立人の名前が記載されているが、勤務期間や厚生年金保険加入の有無については、関係資料が残っておらず不明である。」との回答を得ている。

加えて、申立人が一緒に働いていたとする同僚に照会したところ、「申立人とは同じ職場で勤務していたが、申立期間①に勤務していたか否かについては記憶が無い。」との供述を得ている。

このほか、申立期間①において申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

3 B社に係る申立期間②について、公共職業安定所に照会したところ、同事業所における申立人の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和46年9月7日に適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当該事業所を吸収合併したJ社に照会したところ、「B社の資料は当社には保存されておらず、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」との回答を得ている。

加えて、申立人が一緒に働いていたとする同僚に照会したところ、「申立期間②当時は、既にB社という名称では営業しておらず、また、申立人が勤めていたかどうかは不明である。」との回答を得ている上、商業登記簿によると、同事業所は昭和46年9月6日にJ社に吸収合併し解散していることが確認できるほか、社会保険事務所が保管するJ社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間②において申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

4 C社に係る申立期間③について、公共職業安定所に照会したところ、昭和50年から54年までの各年の雇用保険被保険者記録は、1月、4月又は5月

から 10 月までの期間、同事業所に勤務していることが確認できることから、
通年雇用ではなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原
票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、
同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が
欠落したものとは考え難い。

さらに、C 社に照会したところ、「申立人は臨時雇用であり、当社が保管
している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同資格喪失届及び同標
準報酬確認通知書を調べたが、申立人の厚生年金保険の加入は確認できな
かったことから、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除
していない。」との回答を得ている。

加えて、申立人が一緒に働いていたとする同僚に照会したところ、「申立
人と一緒に仕事をした記憶はあるが、通年雇用か季節雇用かも含めて期間に
ついては覚えていない。」との供述を得ている。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間③のうち、昭和 52
年 12 月から 54 年 3 月までの期間は国民年金の被保険者となっており、この
期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確
認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 D 社に係る申立期間④について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出
された雇用契約書の写しから、申立人は、昭和 55 年 6 月 1 日から同年 11 月
30 日までの期間について勤務していたと認められる。しかし、雇用契約書に
よると、雇用保険適用の手続をする旨の記載はあるものの、健康保険及び厚
生年金保険の加入についての記載は無い。

また、社会保険事務所が保管する D 社の健康保険厚生年金保険被保険者原
票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一
方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記
録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、D 社は既に適用事業所に該当し
なくなっていることから、合併先である K 社に照会したところ、「雇用保険
の離職証明書が保管されており、申立人が勤務していたことは確認できるが、
D 社の厚生年金関係資料は既に無く、当時の手続については不明である。」
との回答を得ている。

加えて、申立人が一緒に働いていたとする同僚に照会したところ、「申立
人は昭和 55 年に臨時雇用の社員として D 社に勤めていたが、申立人が厚生
年金保険に加入していたか、社員全員が厚生年金保険に加入したかどうか
については不明である。」との供述を得ている。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間④の期間は国民年
金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付してい

ることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 E社に係る申立期間⑤について、雇用保険の加入記録から、申立期間において勤務していたと認められるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、D社に申立人の勤務形態等について照会したところ、「臨時雇用者で社会保険は未加入。」との回答を得ている上、同事業所が保管している申立人の賃金台帳によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間⑤の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 7 F社に係る申立期間⑥について、雇用保険の加入記録から、昭和57年4月21日から同年10月20日までの期間において勤務していたことは認められるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、F社に照会したところ、「申立人の勤務形態等については不明である。」との回答を得ているものの、同事業所が保管している申立人の賃金台帳によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間⑥の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 8 G社に係る申立期間⑦及び⑧について、雇用保険の加入記録及び同事業所が保管する雇用関係書類の写しから、申立期間において勤務していたと認められるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、G社に照会したところ、「賃金台帳等は保存期間を経過しているため処分しており、詳細は不明であるが、当社に保管されている「社員カー

ド」を確認したところ、「厚生年金者証の記号及番号」欄に記載が無いことから、申立人は、厚生年金保険に加入していない可能性がある。」との回答を得ており、同事業所が保管する申立人の「社員カード」を確認したところ、「失業保険証の記号及番号」欄には記号番号が記載されているものの、「健康保険証の番号」欄及び「厚生年金者証の記号及番号」欄は空白となっていることから、厚生年金保険に加入していないことがうかがえる。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする同僚3人は、いずれも社会保険事務所の記録では確認できず、社会保険事務所の記録上、申立人と同時期に勤務していたと思われる同僚5人に照会したが、回答を得られず、申立てに係る供述等を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間⑦及び⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 9 H社に係る申立期間⑨について、雇用保険の加入記録から、申立期間において勤務していたと認められるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、H社に照会したところ、「申立人の勤務形態等についての記録は無いが、当時から勤務している社員に確認したところ、申立人は当社に勤務していたが、季節雇用による社員であったため厚生年金保険には加入していないとのことであった。」との回答を得ている。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする同僚一人と社会保険事務所の記録上、申立人と同時期に勤務していたと思われる同僚二人に照会したが、回答を得られず、申立てに係る供述等を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 10 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のすべてに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年1月10日まで

A事業所（現在は、B事業所。）に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和28年4月1日に採用され、6か月の臨時採用期間の後、事務員として採用された。臨時採用期間が厚生年金保険の加入期間となっていないのは分かるが、事務員として採用された際には厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された社史の名簿により、申立人は申立期間において、同事業所に勤務していたと認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和29年1月10日から同年5月26日までの期間は、A事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、社会保険事務所が保管する同組合の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A事業所は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、同事業所の事業を継承したB事業所に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当事業所が保管している社史により、申立人が昭和28年4月から29年5月まで勤務していたことは確認できるが、それ以外は当時の記録が無いため確認できない。」との回答を得ている。

加えて、社会保険事務所の被保険者記録により、申立人と同日に厚生年金

保険の資格を取得した同僚に照会したところ、「自分は昭和 28 年 6 月に臨時採用され、正職員となったのは 31 年 4 月である。申立人は自分よりも前に採用されていた。」との供述を得ている上、社史の名簿により、26 年 9 月から申立人と同じ職場に勤務し、27 年 8 月 10 日に厚生年金保険の資格を取得している同僚に照会したところ、「自分は 26 年 9 月ころに採用され、厚生年金保険に加入したのはしばらく後だった。」との供述を得ており、当時の事業主は、従業員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなく、正職員登用時期と厚生年金保険加入時期も一致していないことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 27 日から 40 年 7 月 25 日まで
(A社)
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
(B社)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

脱退手当金の請求手続を行った記憶も、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が資格喪失した前後3年間に退職した22人の女性従業員のうち、同事業所での資格喪失時に脱退手当金の受給資格のある者は10人おり、このうち、他の事業所に移るなどした二人を除く5人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該支給決定の記録があり、連絡先が確認できた者に照会したところ、「同社の経理担当者に手続をしてもらい、脱退手当金を現金で受け取った。」と供述しているほか、支給決定がなされた5人のうち二人の支給決定日が同一であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は、強制加入期間を含め、長期間にわたり国民年金に加入していない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 39 年 1 月 10 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社（現在は、B社。）に昭和 38 年 5 月から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和 39 年 1 月 10 日から同年 7 月 1 日までの期間はA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、事業を継承したB社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の資料が無く、当時を知る社員もいないので、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」との回答を得ているほか、当時の事業主、経理担当者は所在不明等により、申立てに係る供述等を得ることができない。

加えて、申立人が一緒に働いていたとする同僚8人のうち、唯一連絡先が確認できた者に照会したところ、「申立人の名前に記憶があるが、勤めていた期間や試用期間については分からない。」との供述を得たが、他の7人については、死亡、所在不明等により申立てに係る供述等を得ることができな

い。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる者に照会したところ、「私は昭和 38 年 7 月から勤務しているが、申立人は私より後に入社したと思う。勤めていた期間や試用期間があったかどうかは分からない。」との供述を得たが、申立人の雇用期間は特定できず、厚生年金保険料の控除についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料・周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。